

青森県報

号外第六十二号

令和六年
十月十五日
(火曜日)

目次

選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（事務局）…一
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び同職務代理者の選任……………同……………二
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び同職務代理者の選任……………同……………二
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び同職務代理者の選任……………同……………三
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時……………同……………三
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………同……………三
- 衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………同……………三
- 衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………同……………四
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日

時……………同……………四

○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時……………同……………四

○最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時……………同……………四

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………同……………五

○衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長、衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長の事務を行う場所……………同……………五

○衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………同……………五

○衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第二区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………同……………五

○衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………同……………五

○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時……………同……………六

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十三号

令和六年十月十四日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する

法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和六年十月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二〇、七四六 人

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数 二二九、六五九 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数

東津軽郡選挙区 五、八七三 人

西津軽郡選挙区 四、七三〇 人

南津軽郡選挙区 六、二〇五 人

北津軽郡選挙区 七、〇二一 人

上北郡選挙区 二六、一五二 人

三戸郡選挙区 一七、八〇六 人

青森市選挙区 七六、八七二 人

弘前市選挙区 四六、七九三 人

八戸市選挙区 六一、八七〇 人

黒石市選挙区 八、九二九 人

五所川原市選挙区 一七、六三二 人

十和田市選挙区 一六、六四〇 人

三沢市選挙区 一〇、四二六 人

むつ市選挙区 一九、二一八 人

つがる市選挙区 八、五六六 人

平川市選挙区 一一、〇三〇 人

青森県選挙管理委員会告示第六十四号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各選挙区の選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合においてその職務を代理すべき

者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

令和六年十月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

| 選挙区 | 選 挙 長 | | 選 挙 長 職 務 代 理 者 | |
|-----|-------|---------|-----------------|-----|
| | 氏 名 | 住 所 | 氏 名 | 住 所 |
| 第一区 | 畑井 義徳 | 東津軽郡平内町 | 平尾 悠樹 | 青森市 |
| 第二区 | 吉島 正信 | 八戸市 | 藤田 耕次 | 八戸市 |
| 第三区 | 藤田 孝男 | 南津軽郡藤崎町 | 岩崎 文彦 | 弘前市 |

青森県選挙管理委員会告示第六十五号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長及び選挙分会長に事故があり、又は選挙分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

令和六年十月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

| 選 挙 分 会 長 | | 選 挙 分 会 長 職 務 代 理 者 | |
|-----------|-----|---------------------|-----|
| 氏 名 | 住 所 | 氏 名 | 住 所 |
| | | | |

| | | | |
|-------|---------|-------|---------|
| 畑井 義徳 | 東津軽郡平内町 | 藤田 孝男 | 南津軽郡藤崎町 |
|-------|---------|-------|---------|

青森県選挙管理委員会告示第六十六号

令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長に事故があり、又は審査分会長が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）第十五条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

令和六年十月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

| | | | |
|-----------|------|---------------------|-----|
| 審 査 分 会 長 | | 審 査 分 会 長 職 務 代 理 者 | |
| 氏 名 | 住 所 | 氏 名 | 住 所 |
| 藤澤 早苗 | 十和田市 | 吉島 正信 | 八戸市 |

青森県選挙管理委員会告示第六十七号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成六年十一月自治省告示第百六十五号）第十四条第一項の規定により行う令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじの執行場所及び日時を次のように定めたので告示する。

令和六年十月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

| | |
|-----------------------------|----------------------|
| くじを行う場所 | くじを行う日時 |
| 青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会事務局 | 令和六年十月十五日 午後五時三十分 |

青森県選挙管理委員会告示第六十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第六項及び公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第三十条第一号の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報に掲載する順序を決めるくじを次のとおり行うので告示する。

令和六年十月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

| | |
|-----------------------------|---------------------|
| くじを行う場所 | くじを行う日時 |
| 青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会事務局 | 令和六年十月十五日 午後五時十分 |

青森県選挙管理委員会告示第六十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十九条第六項及び公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第三十条第二号の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報に掲載する順序を決めるくじを次のとおり行うので告示する。

令和六年十月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

| | |
|---------|---------|
| くじを行う場所 | くじを行う日時 |
| | |

青森市長島一丁目の一
青森県選挙管理委員会事務局

令和六年十月十五日
午後七時

青森県選挙管理委員会告示第七十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを次のとおり行うので、公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）第三百三十四条の規定により告示する。

令和六年十月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

| | |
|--|------------------------------|
| くじを行う場所 青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会事務局 | くじを行う日時 令和六年十月十五日 午後七時 |
|--|------------------------------|

青森県選挙管理委員会告示第七十一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

令和六年十月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

| | | |
|-------------|---------------------------------|---------------------------|
| 選挙区名 第一区 | 場 所 青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会 | 日 時 令和六年十月二十九日 午前十時 |
|-------------|---------------------------------|---------------------------|

| | |
|---------------------------------|-----------------------|
| 第二区 青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会 | 令和六年十月二十九日 午前十時三十分 |
| 第三区 青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会 | 令和六年十月二十九日 午前十一時 |

青森県選挙管理委員会告示第七十二号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の場所及び日時を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第二項の規定により次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により告示する。

令和六年十月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

| | |
|----------------------------------|-------------------------------|
| 一 場所 青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会 | 二 日時 令和六年十月二十九日 午前九時三十分 |
|----------------------------------|-------------------------------|

青森県選挙管理委員会告示第七十三号

令和六年十月二十七日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の場所及び日時を、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）第二十七条第一項の規定により次のとおり定めたので、同法第三十四条において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

令和六年十月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

| | |
|----------------------------------|--------------------------------|
| 一 場所 青森市長島一丁目の一 青森県選挙管理委員会 | 二 日時 令和六年十月二十九日 午前十一時三十分 |
|----------------------------------|--------------------------------|

青森県選挙管理委員会告示第七十四号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による選挙運動に關し支出することのできる金額は、次のとおりであるので同法第百九十六条の規定により告示する。

令和六年十月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

第一区制限額 二四、〇二五、八〇〇 円

第二区制限額 二四、七四二、七〇〇 円

第三区制限額 二四、〇九〇、七〇〇 円

青森県選挙管理委員会告示第七十五号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙長、選挙分会長及び審査分会長の事務を行う場所を次のとおり定めたので告示する。

令和六年十月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

場 所 青森県選挙管理委員会事務局

所在地 青森市長島一丁目の一

ただし、令和六年十月十五日における選挙長の事務を行う場所は次のとおりとする。

| 選挙区名 | 場 所 | 所 在 地 |
|------|----------------------|-------------|
| 第一区 | 青森県庁議会議棟三階選挙管理委員室 | 青森市長島一丁目の一 |
| 第二区 | 八戸市庁本館三階議会第三委員会室 | 八戸市内丸一丁目の一 |
| 第三区 | 弘前市役所前川新館三階第二及び第三会議室 | 弘前市大字上白銀町の一 |

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区選挙長告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第一区選挙長 畑 井 義 徳

一 場所 青森市長島一丁目の一

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 令和六年十月二十四日 午後五時十分

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第二区選挙長告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第二区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第二区選挙長 吉 島 正 信

一 場所 青森市長島一丁目の一

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 令和六年十月二十四日 午後五時十分

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区選挙長告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定に

より告示する。

令和六年十月十五日

衆議院小選挙区選出議員選挙青森県第三区選挙長 藤 田 孝 男

一 場所 青森市長島一丁目の一

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 令和六年十月二十四日 午後五時二十分

衆議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第一号

令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

令和六年十月十五日

衆議院比例代表選出議員選挙選挙分会長 畑 井 義 徳

一 場所 青森市長島一丁目の一

青森県選挙管理委員会事務局

二 日時 令和六年十月二十四日 午後五時二十分

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭